

2017
9

SHAKAIHOKEN MIE
Vol.535

社会保険

みえ

三重の伝統工芸シリーズ

#7：伊賀焼

約1200年前、良質の陶土に恵まれた丸柱の農民が日用雑器を焼き始めたのが発祥といわれています。室町・桃山時代に、茶の道具として注目されるようになり、江戸時代中期以後には、耐火性の高い伊賀陶土の特質を生かした日用食器類が作られるようになり、現在に至っています。

contents

●日本年金機構年金事務所

- ・9月分保険料（10月納入告知分）から新しい標準報酬月額適用されます。
- ・月額変更届の提出

●全国健康保険協会（協会けんぽ）三重支部

- ・傷病手当金支給申請書の記入漏れ等にご注意ください！
- ・高額療養費制度における70～74歳の自己負担限度額について

※一般財団法人 三重県社会保険協会

- ・社会保険事務セミナー7月期が終わる ・職場での健康づくりを応援します…
- ・社会保険協会のつどい 家族連れでたて干し網大会好評のうち終了

行政資料提供／◆日本年金機構 ◆全国健康保険協会三重支部（協会けんぽ）

職場内で回覧をして下さい

■9月分保険料（10月納入告知分）から 新しい標準報酬月額が適用されます。

毎年1回、4月・5月・6月に実際に支給された全被保険者の報酬月額を算定基礎届により届け出いただき、新しい標準報酬月額を決定します。

決定した新しい標準報酬月額は、「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書」により、事業主様へ通知いたしますので、ご確認のうえ、被保険者の方へお知らせください。

今回は、算定基礎届に基づき決定された新しい標準報酬月額について、よくご照会をいただく内容についてお答えします。

Q1 算定基礎届に基づき、新しい標準報酬月額が通知されましたが、いつの給料からこの新しい標準報酬月額で保険料を控除すればよいのですか？

A1 社会保険料の控除は、原則として翌月に支払われる給料から行っていただくこととなっておりますので、新しい標準報酬月額が適用される9月分保険料は、一般的には、10月に支払われる給料から控除することとなります。

なお、9月分保険料の納入告知書は、10月20日頃に発送させていただく予定です。

平成29年9月分保険料（10月納付分）から 厚生年金保険料率が変わります

平成16年の法律改正により、厚生年金保険料率は、平成29年9月まで毎年改定されることになっています。

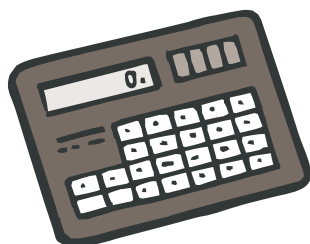
『平成29年9月分（同年10月31日納付期限分）から』の保険料率は、次のとおりです。

被保険者の区分	【現 行】 （平成29年8月分まで）	【変更後】 （平成29年9月分から）
一般の被保険者	18.182%	18.300%
坑内員・船員の被保険者	18.184%	18.300%

【例】標準報酬月額が30万円の一般被保険者の場合【（ ）内は折半額】

- ・平成29年8月分まで → 54,546円（27,273円）
- ・平成29年9月分から → 54,900円（27,450円）

※平成29年9月以降に支払われる標準賞与額に対する保険料率も上記と同様です。



■ 月額変更届の提出

1. 手続き内容

被保険者の標準報酬月額は、原則として次の定時決定が行われるまでは変更されませんが、昇給や降給によって、被保険者の受ける報酬の額が大幅に変動した場合、標準報酬月額の改定を行うことができるようになっていきます。このような場合、事業主は「被保険者報酬月額変更届」により当該被保険者の報酬月額を提出することになります。

お届出により固定的賃金の変動があった月から起算して4か月目に標準報酬月額の改定が行われ、保険料や保険給付の額が変更されます。

これを標準報酬月額の「随時改定」といい、次の3つのすべてにあてはまる場合に行います。

- (1) 昇（降）給などで固定的賃金に変動があったとき
- (2) 固定的賃金の変動月以後引き続く3か月間に支払われた報酬の平均月額を標準報酬月額にあてはめ、これまでの標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたとき
- (3) 3か月とも報酬の支払基礎日数が17日以上であるとき

2. 手続き時期・場所および提出方法など

随時改定に該当する被保険者がいる場合、事業主は「被保険者報酬月額変更届」を日本年金機構へ提出します。

提出時期

昇（降）給により、固定的賃金の変動があった月（変更後の支払月）から3か月を経過したとき

提出期限

すみやかに

提出先

郵送で名古屋広域事務センターまたは管轄の年金事務所

提出方法

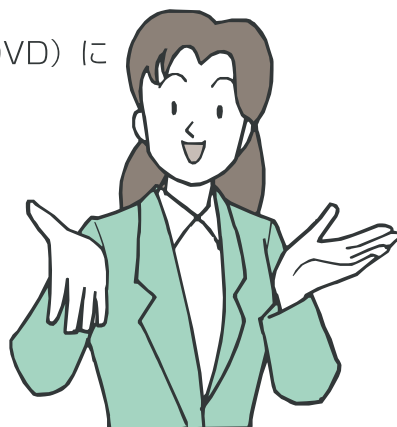
電子申請・郵送・窓口提出

※届出用紙によるほか、電子媒体（CDまたはDVD）による提出が可能です。

添付書類

原則として不要。

ただし、改定月の初日から起算して60日以上遅延した届出の場合、または標準報酬月額を大幅（原則、5等級以上）に引き下げる場合は、賃金台帳および出勤簿（役員の場合は取締役会の議事録など）の写しの添付が必要となります。



■傷病手当金支給申請書の記入漏れ等にご注意ください！

今回は、傷病手当金支給申請書の「事業主記入用」ページで特にご注意いただきたいポイントをご紹介します。

「事業主が証明するところ」記入例（申請期間：7月4日～28日、給与締日：毎月15日の場合）

《例》健康保険 傷病手当金 支給申請書

1 2 3 4

事業主記入用

労務に服することができなかった期間を含む賃金計算期間の勤務状況および賃金支払状況等をご記入ください。

1	被保険者氏名 協会 太郎	
が証明するところ	勤務状況 【出勤は○で、【有給は△で、【公休は公で、【欠勤は／でそれぞれ表示してください。】	出勤 有給
	平成 29 年 6 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 計	11 日 0 日
	平成 29 年 7 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 計	2 日 2 日
	平成 29 年 8 月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 計	10 日 0 日
	上記の期間に対して、賃金を支給しました(します)か？ ☒ はい ☐ いいえ	給与の種類 ☒ 月給 ☐ 時間給 ☐ 日給 ☐ 歩合給 ☐ 日給月給 ☐ その他
	賃金計算 締日 15 日	支払日 ☒ 当月 ☐ 翌月 25 日

上記の期間を含む賃金計算期間の賃金支給状況をご記入ください。

支給した(する)賃金内訳	区分	2 単価	6 月 16 日	7 月 16 日	月 日	賃金計算方法(欠勤控除計算方法等)についてご記入ください。
			～ 7 月 15 日分	～ 8 月 15 日分	～ 月 日分	
			支給額	支給額	支給額	
	基本給	300,000	195,000	165,000		・基本給：欠勤控除あり(7月分) $300,000 \div 20 \text{日} \times 7 \text{日} = 105,000 \text{円}$ (8月分) $300,000 \div 20 \text{日} \times 9 \text{日} = 135,000 \text{円}$ ・通勤手当と住居手当は欠勤控除していない。
通勤手当	5,000/月	5,000	5,000			
住居手当	5,000/月	5,000	5,000			
扶養手当						
手当						
手当						
現物給与						
	計	310,000	205,000	175,000		

上記のとおり相違ないことを証明します。

事業所所在地 三重県津市〇〇〇1-1-1

事業所名称 ●●●●株式会社

事業主氏名 健保 三郎

3

平成 29 年 8 月 16 日

4

事業主印

電話 059 (123) 4567

特にご注意いただきたいポイント

- ①勤務状況と賃金支給状況の記入は、**申請期間を含む賃金計算期間単位ですべて**ご記入をお願いします。
 (例) 7月4日から7月28日までの申請の場合(給与締日15日)
 →6月16日から7月15日、7月16日から8月15日の2か月分の証明が必要です。
- ②「支給した(する)賃金内訳」欄の「単価」は**必ず記入してください**。
- ③証明日の記入漏れにご注意ください。**証明は給与締日を経過してからご記入ください**。
- ④事業主印の押印漏れにご注意ください。なお、「事業主記入用」ページに記入した内容に訂正がある場合は、二重線で訂正のうえ、**訂正箇所に必ず事業主印を押印ください**。



申請書に不備がありますとその分お支払いにお時間がかかります。申請書をご記入いただく際は、記入例を良くご確認いただき、記入漏れ等が無いようにあらためてご注意くださいようお願いいたします。

■高額療養費制度における70～74歳の自己負担限度額について

高額療養費制度における70～74歳の自己負担限度額が、平成29年8月診療分から見直しとなります。

平成29年7月診療分まで

被保険者の所得区分	通院	通院+入院（世帯ごと）	多数該当※5
現役並み所得者※1	44,400円	80,100円+（総医療費※4—267,000円）×1%	44,400円
一般	12,000円	44,400円	
低所得者Ⅱ※2	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ※3		15,000円	

※1 標準報酬月額が28万円以上等で、高齢受給者証の一部負担金割合が3割の方 ※2 被保険者が住民税非課税の場合

※3 被保険者が住民税非課税であり、世帯全体の所得が一定以下の場合 ※4 保険適用される診療費用の総額（10割分）

※5 診療月を含む直近1年間に、3回以上高額療養費の支給を受けている場合、4回目からは自己負担限度額が軽減される措置

第1段階：平成29年8月診療分から

被保険者の所得区分	通院（個人ごと）	通院+入院（世帯ごと）	多数該当
現役並み所得者	57,600円	80,100円+（総医療費—267,000円）×1%	44,400円
一般	14,000円 《年間上限14.4万円》	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ		15,000円	

変更点▶「現役並み所得者」区分の通院限度額、「一般」区分の限度額を引き上げ。

▶「一般」区分の1年間（8月～翌7月）の通院自己負担額の合計額に年間14.4万円の上限を設ける。

▶「一般」区分の通院+入院の限度額に多数該当を設定。



第2段階：平成30年8月診療分から

被保険者の所得区分		通院+入院（世帯ごと）		多数該当
		通院（個人ごと）		
現役並み 所得者	標準報酬月額83万円以上	252,600円 + （総医療費 - 842,000円）× 1%		140,100円
	標準報酬月額53～79万円	167,400円 + （総医療費 - 558,000円）× 1%		93,000円
	標準報酬月額28～50万円	80,100円 + （総医療費 - 267,000円）× 1%		44,400円
一般		18,000円 《年間上限14.4万円》	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ			15,000円	

変更点▶「現役並み所得者」区分を細分化した上で限度額を引き上げ。▶「一般」区分の通院限度額を引き上げ。

■社会保険事務セミナー7月期が終わる

県下7会場(桑名市、四日市市、津市、伊賀市、松阪市、伊勢市、尾鷲市)で開催、午前は、全国健康保険協会に届出する事務一般について基礎的な内容を、午後からは日本年金機構に届出する事務について手続き等の事務セミナーを開催いたしました。

講義の中には、日頃よく記載する書類についても事例を交えて記載の注意事項についても説明がありました。

参加者の中には、セミナー終了後も質問、相談等もあり、有意義なセミナーになりました。



～質問・相談の一例～

- 給料が大幅に変更したが、どんな手続きが…
 - ・月額変更届書の提出かな…
- 育児休業等の保険料について…
 - ・育児休業取得者申出書により保険料免除…
 - ・育児休業等終了時の標準報酬月額の設定…
- 療養のため給料が出ないんだが…
 - ・条件を満たせば標準報酬日額の2/3の傷病手当金が…

次回は、29年10月に開催 県下7会場で

桑名市、四日市市、津市、名張市、松阪市、伊勢市、熊野市

社会保険協会からの年金ワンポイント Q&A

Q1 産前産後休業中の厚生年金保険の保険料はどうなるのかな？

A1 産前産後休業期間中の厚生年金保険料は、事業主からの届出により、事業主負担分、被保険者負担分が免除されます。免除期間は、産前産後休業開始月から終了予定日の翌日の月の前月（産前産後休業終了日が月の末日の場合は産前産後休業終了月）までです。

産前産後休業期間中の保険料の免除を受けることを希望される方は、申出に係る休業をしている間に、事業主を経由して、勤めている会社の管轄年金事務所に産前産後休業取得者申出書をご提出ください。

■ 家族連れでたて干し網大会好評のうち終了

今年も、去る7月30日（日）津市御殿場海岸きよみ休憩所において、たて干し網大会を開催いたしました。

当日は、朝早くから家族連れの方々が多く参加され、海辺で遊ばれたりし、11時前からたて干し開始、参加者の皆様が海の中に勢いよく入られ、大きな魚のつかみ取り、あちこちから、「取った! 取った」と歓声が飛び交っていました。

ブリ、はまち、鰺又アサリ等色々取った物を大きなクーラーに入れ、今夜の夕食にと、笑顔で持ち帰られました。

本年度も、すぐに予定定員になり、多くの方にご参加いただけなかったことに、心よりお詫び申し上げます。



（魚を手づかみ体験…）



職場での健康づくりを応援します……

あなたの職場に保健師等の派遣は…(会員様無料)

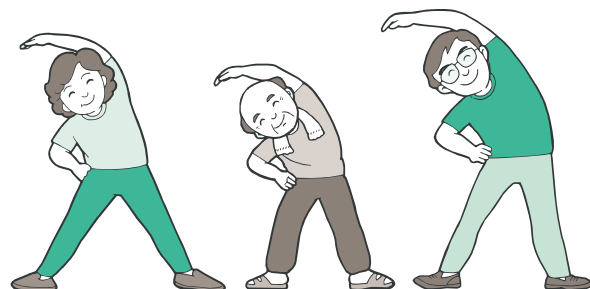
当協会では、従業員の皆様の健康管理と健康保持増進のお手伝いとして、保健師・運動士が事業所にお伺いし健康講演・相談を行っています。

是非ご利用をお願いいたします。

※ご利用をお考えの際は、一度、当協会までお電話をお願いいたします。



- ・講習等は1時間程度
- ・健康づくりに関する講演
- ・健康づくりの実技指導
- ・その他



今月号の同封記事について

ご案内チラシをご覧のうえぜひご参加ください。

- ◆ 秋のウォークの開催の案内（津・四日市、松阪支部）
- ◆ 健康ボウリング大会の開催の案内

- ◆ 社会保険事務セミナー(10月期)開催の案内)
- ◆ 健康ゴルフ大会(四日市・尾鷲大会)



管理栄養士からの健康へのアドバイス

季節と薬膳 秋のメニュー

管理栄養士・薬膳調整師 丸山 玲子

暑さが和らいで過ごしやすい時期となりました。

秋の訪れを感じることから次第に気温や湿度が下がり始め、空気が乾燥しやすくなります。

秋は病気の外的要因「六淫の邪」のうち、「燥邪」に影響を受けると考えられており、乾燥した気候は「肺」の不調を引き起こすといわれます。

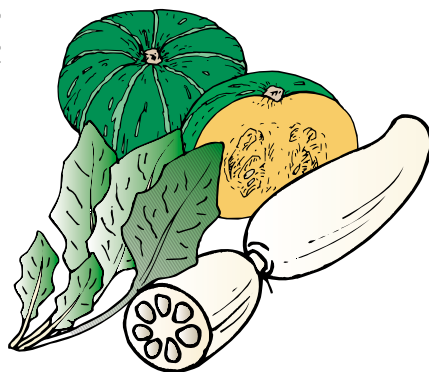
「肺」の不調により口渇、咳、などのトラブルのほか、「肺」は皮膚、粘膜の乾燥だけでなく、髪、大腸の働きにも影響を与える傾向にあります。

秋になると髪がパサついたり、便が固く便秘がちになる方も多いのではないのでしょうか？

今回は「肺」の働きを助ける秋の養生レシピを紹介していきたいと思います。

根菜とほうれん草のゴマ風味スープ(4人分)

- | | | |
|-----------------|-------------------|------------------|
| ・レンコン…………… 150g | ・春雨…………… 20g | ・ゴマ油…………… 大さじ2 |
| ・かぼちゃ…………… 150g | ・しょうが…………… 20g | ・白すりごま…………… 大さじ2 |
| ・豚こま…………… 150g | ・しょうゆ…………… 大さじ1.5 | |
| ・ほうれん草…………… 80g | ・塩…………… 小さじ1/2 | |



- ①レンコン、ほうれん草、豚こまは食べやすい大きさに切り、かぼちゃは2cm角に切る、春雨も3センチほどに切る
- ②ごま油でしょうがを炒め香りを出し、次に豚こま、かぼちゃ、レンコンを炒める
- ③次に水800cc、塩、しょうゆを入れ、蓋をして8分ほど煮て火を止めておく
- ④食べる直前にほうれん草、春雨を入れしんなりするまで煮て、仕上げに白すりごまを加える

上記の食材のほか、梨やブドウ、柿などの旬のフルーツも体を潤す「滋陰」の効果がありおすすめです。朝食にフルーツをプラスして、「肺」の調子を整えるのも良いですね！

秋は、夏に消耗したものを補い、冬に備える大切な時期です。しっかり養生を心がけ体調を整えていきましょう。

年金事務所による出張年金相談日

相談場所	相談時間	相談日		相談場所	相談時間	相談日	
		9月	10月			9月	10月
NTNシティホール (桑名市民会館)	10:00～15:00	7	5	鈴鹿商工会議所	10:00～15:00	13	11
		14	12			27	25
		21	19	亀山市役所	10:00～12:00	21	19
		28	26		13:00～15:00		
いなべ市役所北勢庁舎	10:00～15:00	12	10	志摩市商工会館	10:00～15:00	14	12
上野商工会議所	10:00～15:00	6	4	熊野市役所	10:00～14:00	6	4
		15	20	熊野市役所紀和総合支所	10:00～13:00	—	20
名張商工会議所	10:00～15:00	12	10	御浜町役場	10:00～14:00	13	11
		26	24	紀宝町役場	10:00～14:00	20	18